

## ～ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業のご案内～

この事業は、ひとり親家庭の親またはひとり親家庭の子どもが、より良い条件での就職や転職に向けて、高等学校卒業程度認定試験の合格を目標に民間事業者などが実施する対象講座を受講し、学び直しをする場合に給付金を支給します。

### 1 支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1) 20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父または母ならびに、ひとり親家庭の児童である方（20歳未満）
- (2) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている方
- (3) 事前相談において、高卒認定試験合格及び合格後の就業に向けた計画を策定した方
- (4) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- (5) 大学入学資格を取得していない方
- (6) 過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を受給したことがない方

### 2 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし市長が適当と認めたものが対象です。

### 3 支給額

- (1) 受講開始時給付金：受講費用の40%
- (2) 受講修了時給付金：受講費用の50%から（1）で支給した金額を引いた金額
- (3) 合格時給付金：受講費用の10%

※受講料には、補講費や受講施設が実施する各種行事への参加費などは含まれません。

※支給金額には上限があります。上限額は以下のとおりです。

	通信制の場合	通学または 通学及び通信制併用の場合
(1)受講開始時給付金	100,000円	200,000円
(2)受講修了時給付金	(1)、(2)合わせて125,000円	(1)、(2)合わせて250,000円
(3)合格時給付金	(1)～(3)合わせて150,000円	(1)～(3)合わせて300,000円

※(1)(2)は、支給額が4千円を超えない場合は支給されません。

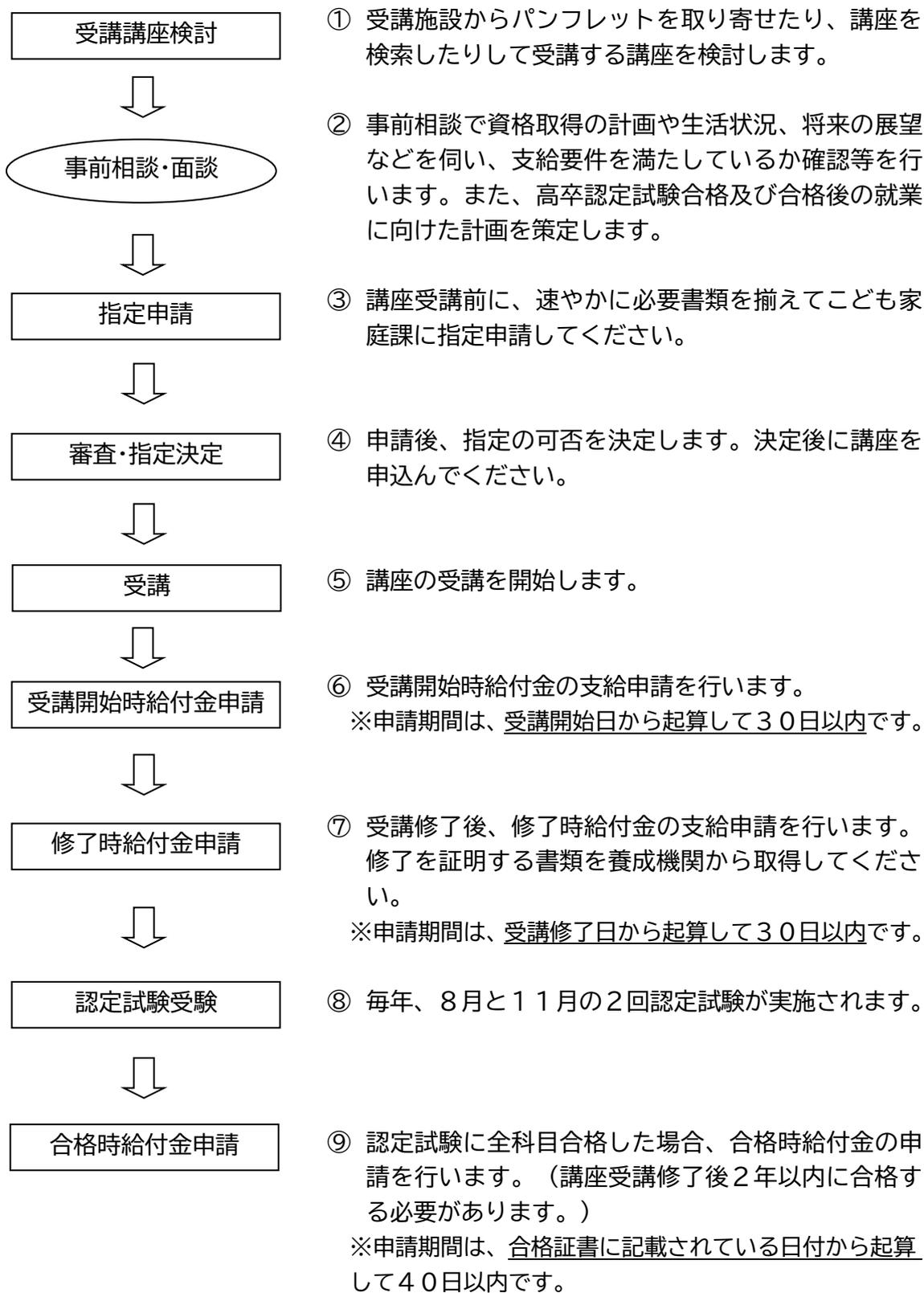
#### 【問い合わせ先】

福島市こども家庭課こども家庭係

TEL:024-572-7106

E-mail:ko-katei@mail.city.fukushima.fukushima.jp

## ◎手続きの流れ



## 【申請時必要書類】

### 指定申請

- ① 受講対象講座指定申請書
- ② ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本(申請の1か月以内に発行されたもの)
- ③ 世帯全員の住民票(申請の1か月以内に発行されたもの)
- ④ 事前相談において策定した高卒認定試験合格及び合格後の就業に向けた計画が記載された書類
- ⑤ 受講を希望する講座のパンフレット、その他講座の内容が分かるもの
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

### 受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金

	受講開始時 給付金	受講修了時 給付金	合格時 給付金
給付金支給申請書	●	●	●
ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本 又は抄本(申請の1か月以内に発行されたもの)	●	●	●
世帯全員の住民票 (申請の1か月以内に発行されたもの)	●	●	●
事前相談において策定した高卒認定試験合格及び 合格後の就業に向けた計画が記載された書類	●	●	●
受講対象講座指定通知書	●	●	●
受講施設の長が、受講者本人が支払った経費につ いて発行した領収書	●	●	●
普通預金通帳の写し	●	●	●
受講修了証明書		●	
文部科学省が発行する合格証書の写し			●
その他市長が必要と認める書類	●	●	●